

平成 15 年 11 月 7 日

各 位

東京都中野区中央5丁目38番16号  
日本エス・エイチ・エル株式会社  
代表取締役社長 清水 佑三  
(コード番号: 4327)  
問合せ先: 取締役管理チーフ - 中村直浩  
TEL: 03-5385-8781 (代表)

### 訴訟の提起に関するお知らせ

平成 15 年 11 月 7 日付で、当社は HRR 株式会社に対し訴訟を提起しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

- 1 原告 当社
- 2 被告 住 所 東京都目黒区上目黒 2 丁目 1 番 1 号  
名 称 HRR 株式会社 (URL: <http://www.hrr.co.jp>)  
代表者 代表取締役 釘崎 広光

#### 3 訴訟の内容及び損害賠償請求

##### (1) 訴訟の内容

当社は、HRR 社の営業行為が、当社の役務に対する「誤認惹起行為及び信用毀損行為」に該当すると判断し、不正競争防止法 2 条、3 条、7 条に基づき、次の判決を求める。

被告は、当社の適性テスト類が、品質において劣悪であるかのような印象を与える虚偽記載文書を配布してはならない。

被告は、上記文書に係る電子データとその複製を抹消しなければならない。

被告は、配布した上記文書を回収し廃棄しなければならない。

被告は、自らの行動の非を認める内容の謝罪広告を、原告が指定する新聞紙面に掲載しなければならない。

##### (2) 損害賠償請求

上記(1) ないし の方法をもって償わせることを本旨とし、本訴訟手続においては損害賠償は求めている。

#### 4 訴訟の原因及び提起に至った経緯

平成 15 年 7 月頃から、同じ内容の質問が立て続けに複数の当社の顧客及び見込み客から寄せられた。「御社のテストは信頼性や妥当性がないといっている会社（HRR 社）があるが」という質問である。同じ質問が集中したことに不審に思った当社が調査したところ、HRR 社が虚偽記載文書（以下「本件文書」という）を広範囲に頒布し、当社の信用および役務の質を誹謗する営業活動を行っていることが判明した。

##### （本件文書の概要）

当社を S 社と表現した上で、S 社の計数テストはわずか二つの形式からなり、「受検者が攻略しやすい」「論理的思考力は測れない」と決め付けた記述がある。これは虚偽であるとともに、誤認惹起行為及び信用毀損行為である。

当社のパーソナリティ測定ツールである OPQ と明らかに分かる記述を行った上で、このテストについては信頼性に関する品質データの開示がないかのごとく記述し、それゆえにユーザーはこのテストを使うべきではないという記述がある。これは虚偽であるとともに、誤認惹起行為及び信用毀損行為である。

当社のパーソナリティ測定ツールである OPQ と明らかに分かる記述を行った上で、（当社の OPQ テストは強制選択方式と単純回答方式の二つの版を用意しているにもかかわらず）あたかも強制選択方式のみであるかのごとく記述した上で、この方式だと「テストの診断結果が真実と逆転する = 正しい結果が得られない」と決め付ける記述がある。これは虚偽であるとともに、誤認惹起行為及び信用毀損行為である。

本件文書の件で、平成 15 年 9 月 19 日に当社から HRR 社に対し本件文書による営業活動の停止、本件文書の回収、謝罪広告等を申し入れた。平成 15 年 9 月 26 日に、一部不適切な表現があったことを認めた上で、当社の申し入れの全項目について拒否回答があった。さらに、その後も継続的、組織的に、口頭での同種同効の営業活動が継続されて今日に至っている。

ゆえに、本日、訴訟の提起に至ったものであります。

以 上